

平成 27 年 10 月 1 日

(一社) 日本森林技術協会 正会員 各位

(一社) 日本森林技術協会
代議員選挙管理委員会
委員長 石塚 森吉



代議員選挙の告示について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様には一般社団法人日本森林技術協会の正会員¹⁾として、常日頃から日本森林技術協会を支えて頂いていることに対しまして、敬意を表する次第です。

現在の協会の代議員の任期は、平成 28 年 2 月末日で満了することから、今年度において平成 28 年 3 月以降を任期とする新たな代議員を選出しなければなりません。

そのため、代議員選出規程に基づき、今回、私を含めた 3 委員が理事会の承認を経て、理事長から代議員選挙管理委員会の委員に委嘱されました。

当委員会は、選挙事務局を置いて、今後、代議員選挙の管理執行を行うこととなり、正会員皆様のご協力により進めて参る考えです(詳細は次頁参照)。

まずは、「有権者名簿」(平成 27 年 9 月 1 日現在の正会員)を正会員の皆様にお送り致しますので、ご査収頂き、脱漏・誤記がありましたら有権者名簿の異議申立を FAX 又はメール等により平成 27 年 10 月 31 日までにお送り下さいますようお願いいたします。

併せて、地区別の正会員数から代議員総定数を比例按分し、地区別の定数を決定致しましたので別刷の「有権者名簿」にてお知らせするとともに、これらを踏まえて、平成 27 年 10 月 16 日から 11 月 15 日(期間厳守)に代議員の候補者(自薦他薦)の受付を行います。

代議員候補者の立候補、推薦の届出書様式及び異議申立書は、Web サイト(ホームページ)に掲載しておりますので、ご提出下さいますようお願い申し上げます。その結果、候補者数が定数に達しない地区の皆様には、受付の期限延長についてホームページ上でお知らせ致します。

なお、代議員候補者数が地区定数を超えた場合には投票による選挙を行います。その場合には改めてホームページ上でお知らせ致します。

代議員選挙管理委員会委員名簿

	氏名	所属等
委員長	石塚 森吉	(公財)国際緑化推進センター 技術顧問
委員	茂田 和彦	(公社)大日本山林会 監事
委員	野村 章	(一社)フォレスト・サーベイ 専務理事

1) 正会員：本会の目的に賛同して入会した個人(普通会员，学生会員，終身会員)

代議員選挙の要旨

1 代議員

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員となります。
- ・正会員の選挙により選出します。
- ・選挙は3年に1度実施します。
- ・正会員の権利のほか、総会で議決権を行使できます。
- ・無報酬です。

2 代議員総定数

80名以上120名以内となります。

3 代議員数の地区定数

全国を7地区に分け、各地区の正会員数を比例按分し、各地区の定数を決定します。

4 代議員の任期

任期は、平成28年3月1日から平成31年2月末日までの3年間となります。

5 選挙権と被選挙権

- ・代議員の選挙権は、本会員の平成27年9月1日現在の正会員に限ります。
- ・被選挙人となるには選挙権を有する正会員でなければなりません。
- ・選挙人及び被選挙人の所属地区区分は、平成27年9月1日現在の会誌送付先住所によります。

6 有権者名簿の送付

- ・平成27年9月1日現在の「有権者名簿」を正会員に送付します。
- ・選挙人は、有権者名簿に脱漏、誤記がある場合には平成27年10月末日までにFAX又はメール等により代議員選挙管理委員会へ異議の申立てを行うことができます。

7 代議員候補

(1) 自薦

- ・自ら立候補することができます。なお、立候補届出書を平成27年11月15日必着で提出して下さい。

- ・他の地区からの立候補はできません。

(2) 他薦

- ・他の正会員を代議員候補として推薦することができます。その場合、推薦者は本人から候補者となることの同意を得てから、推薦届出書を平成27年11月15日必着で提出して下さい。
- ・候補者本人の同意なく勝手に推薦はできませんのでご注意下さい。
- ・推薦者は他の地区の正会員を推薦することはできません。

(3) 候補者名簿

- ・正会員に送付します。

8 投票

選挙投票期日は、平成28年1月末日までとします。

(1) 地区定数を越えた地区の場合

- ・地区の正会員に候補者名簿を送付し、投票により3名を選んで頂きます。
- ・投票用紙は正会員に別途送付します。
- ・投票は、無記名投票とします。
- ・投票数の多い順に当選者とし、同数の場合は代議員選挙管理委員会が抽選により決定します。

(2) 地区定数に達しない地区の場合

- ・投票は行わず候補者全員が当選人となります。
- ・総定数の下限数80名以下となる場合には、地区定数に達しない地区に限り、速やかに期間を延長し、候補者の追加受付を行います。

9 当選通知

- ・代議員選挙管理委員会は当選人に当選の通知を行い、当協会のWebサイト(ホームページ)に選挙結果を掲載します。

「地区区分」 (北海道):北海道、(東北):青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県、(関東):茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・海外、(中部):富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県、(関西):滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県、(四国):徳島県・香川県・愛媛県・高知県、(九州):福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県